別表十(三)
「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①
⑥

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

Ⅰ　探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称			1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額			2	円		当期益金算入額	3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13	
積立限度額の計算	取引の基準額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3				同上以外の場合による益金算入額(26の計)＋(27の計)	14	
		取引基準額 (3)×12/100	4				計 (13)＋(14)	15	
	所得基準額の計算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2)－(11)		16	
		鉱物の販売に係る所得金額 (3)－(5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (12)－(15)＋(16)		17	
		租税特別措置法施 第5項若しくは第12 第4項若しくは第				貸借対照表に計上されている			
		採掘							
		所得 (8)							
		積立 (((4)と(9)のう							
積立限度 (2)－									
積立事業									
： ：				円	円	円	円	円	
： ：									円
： ：									
： ：									
： ：									
： ：									
当期									
計									

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第１項」※１、「第58条第９項」※２又は「第58条第２項」※３
② 「区分番号」欄：「00203」※１※２又は「00482」※３
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※１　第58条第１項(区分番号：「00203」)
探鉱準備金の損金算入(※２に該当するもの以外)
※２　第58条第９項(区分番号：「00203」)
探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)
※３　第58条第２項(区分番号：「00482」)
海外探鉱準備金の損金算入

Ⅱ

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床 当期の探鉱用機械設備の						
	(29)のうち国内の新鉱						
	(29)のうち海外の新鉱						
	(30)の額を超える						
	益金算入基準額						
	探鉱費基準額 (29)又は((31)－(32)) (マイナスの場合は０)		33			(38)－(39)	
準備金益金算入基準額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)		34		の計算	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41	
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)		35			所得基準額 ((37)－(40))又は((37)－(40)－(41)) (マイナスの場合は０)	42	
	益金算入基準額 (34)＋(35)		36			特別控除額 ((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	43	

「43」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第１項」※１又は「第59条第２項」※２
② 「区分番号」欄：「00205」※１又は「00483」※２
③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

※１　第59条第１項(区分番号：「00205」)
新鉱床探鉱費の特別控除
※２　第59条第２項(区分番号：「00483」)
海外新鉱床探鉱費の特別控除